

川西町教育施設等の使用に関する条例に係る見直し内容（農村環境改善センターを除くセンターは上限額の改定 → 料金は今後決定）

区分			旧 使用料			新 使用料			減免基準
			半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	
小・中学校	屋内運動場 (クラブハウス含む。)	大塚小・犬川小・中郡小・吉島小	1,210円	2,420円	1,810円	1,600円	3,200円	2,400円	(1) 町が主催する行事及び事業に使用するとき免除 (2) 指導者が引率し、町内の児童生徒が団体に使用するとき免除 (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号。以「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体が使用するとき100分の70 (4) その他町長が特に減免を認めたとき100分の50
		小松小・川西中	2,420円	4,840円	3,630円	3,200円	6,400円	4,800円	
	武道館	川西中	2,420円	4,840円	3,630円	3,200円	6,400円	4,800円	
	校舎	各小・中学校1室	170円	350円	260円	300円	500円	400円	
	プール	各小学校	600円	1,210円	—	800円	1,600円	—	
幼稚園	遊戯室		290円	590円	440円	290円	590円	440円	(1) 町が主催する行事及び事業（会議を含む。）に使用するとき免除
保育所	遊戯室		290円	590円	440円	290円	590円	440円	
克雪管理センター		会議室	1,210円	2,420円	1,810円	1,600円	3,200円	2,400円	(1) 町が主催する行事及び事業に使用するとき免除 (2) 法第10条に規定する社会教育関係団体が使用するとき免除 (3) その他町長が特に減免を認めたとき100分の50
		各室	480円	960円	720円	700円	1,300円	1,000円	
川西農業センター 川西町多目的研修センター 中郡農業研修センター 川西町農村環境改善センター 川西町東沢活性化センター		大集会室	3,020円	6,050円	4,840円	4,000円	7,900円	6,300円	(1) 国・県・町が主催し若しくは共催して行う事業（会議を含む。）のため使用するとき免除 (2) 公共的団体又は農業団体及び社会教育団体が使用するとき免除 (3) その他町長が特に減免を認めたとき100分50
		大研修室	1,210円	2,420円	1,810円	1,600円	3,200円	2,400円	
		多目的ホール	1,210円	2,420円	1,810円	1,600円	3,200円	2,400円	
		調理室	480円	960円	720円	700円	1,300円	1,000円	
		各室	480円	960円	720円	700円	1,300円	1,000円	
生きがい交流館		各室	480円	960円	720円	800円	1,600円	1,200円	(1) 国・県・町が主催し若しくは共催して行う事業（会議を含む。）のため使用するとき免除 (2) 公共的団体又は保健福祉関係団体及び社会教育関係団体が使用するとき免除 (3) その他町長が特に減免を認めたとき100分50

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間取扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日310円、1日630円、夜間420円とし、利用者負担とする。ただし、農村環境改善センターの大集会室にあつては、半日1,890円、1日3,770円、夜間3,140円とする。
- 5 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が音楽会演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、使用料の倍額とする。
- 6 催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍額とする。
- 7 催物等営利目的で使用する電気ガス使用料は使用料の3割を加算し、冷暖房料は全施設とも使用料の5割を加算する。
- 8 冠婚葬祭等で大集会室、各室、備品などを使用する場合は、上欄の使用料にかかわらず7,330円とする。ただし、テーブルクロス洗濯代は実費負担とする。

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間取扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日500円、1日900円、夜間600円とし、利用者負担とする。ただし、農村環境改善センターの大集会室にあつては、半日2,600円、1日5,200円、夜間4,400円とする。
- 5 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が音楽会演芸会等で会費若しくは入場料を徴収する場合は、使用料の倍額とする。
- 6 催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍額とする。
- 7 催物等営利目的で使用する電気ガス使用料は使用料の3割を加算し、冷暖房料は全施設とも使用料の5割を加算する。
- 8 冠婚葬祭等で大ホール、大集会室、各室、備品などを使用する場合は、上欄の使用料にかかわらず10,100円とする。ただし、テーブルクロス洗濯代は実費負担とする。